

子供たちが主体的に学べる多様な学びの実現に向けた検討タスクフォース 論点整理

1. はじめに～検討の背景～

- グローバル化の進展や、AI・ロボティクスなどの分野における絶え間ない技術革新等により社会の在り方は大きく、そして急速に変化しており、将来を予測することが困難な時代を迎えている。こうした時代を生きていく子供たちにあっては、未知の場面や状況にあっても、自ら課題を発見し、自分の強みを活かし、他者とも協働しながら、課題解決に向けて主体的に判断し自らの考えを表現していく力が求められる。
- こうした力を子供たちが身に付けるには、これまでの学校教育における学びの姿も進化していかなければならない。

平成 29 年・30 年に公示した現行の学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じて、これからの時代に必要な資質・能力を子供たちに育成していく旨を明らかにしている。

また、学校における一人一台端末の導入も踏まえ、令和 3 年の中央教育審議会答申¹においては、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことの必要性が指摘されている。
- 一方、子供たちの状況に目を向けると、社会の変化の中で、その多様性が顕在化してきている。例えば、特別な支援を要する児童生徒や外国人児童生徒が増加しているほか、学校になじめず不登校となっている小中学生の数が令和 3 年度時点で過去最高の 24 万人に及んでおり²、子供たちの学習の進度や学び方の特性、その興味・関心も一人一人の様子が大きく異なる状況にある。
- これからの学校には、こうした多様な子供たちを受け止める柔軟で包摂的な教育課程を編成していく事が求められているといえよう。
- こうした中、既にいくつかの地方自治体や学校においては、教育課程の時程上の工夫を行い学校に裁量の余地のある時間を生み出したり、いわゆる単元内自由進度学習を取り入れたりする中で子供が自らの興味・関心等に応じて主体的に学ぶことができる時間を設ける取組が行われているほか、午前と午後といった区切りで学びのスタイルを変え、子供の実態にあった教育活動を実践する取組も行われるなど、様々な創意工夫ある実践が生み出されてきている。

1 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和 3 年 1 月 26 日）

2 「令和 3 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（令和 4 年 10 月 27 日発表）

- 今後は、こうした取組を全国に広げ、子供たちが自らの興味・関心に基づき、それぞれの強みを伸ばしながら、主体的に学びを進めることができるよう、多様な子供たちが柔軟に自らの学びを選択できる教育課程の弾力的な編成等を進めるための方策について検討する必要がある。
- このため、本タスクフォースを5回に渡って集中的に開催し、検討を進めてきた。
本論点整理は、これまでのタスクフォースにおける検討の成果に基づいて、一人ひとりの子供たちが主体的に学べる多様な学びを実現していくための論点をまとめ、今後どのように展開していくべきか等について整理するものである。³

2. 自らの興味・関心に応じた主体的な学びの取組の現状

- 現在各学校においては、文部科学省が定める教育課程の大綱的基準である学習指導要領に基づき各教科等の目標・内容を定め、学校教育法施行規則に定める授業時数（以下「年間の標準授業時数」という。）⁴を標準としつつ、地域や子供の実態に応じた教育課程を編成・実施している。
- こうした中で、子供たちが自らの興味・関心に応じた主体的な学びを展開できるよう、教育課程編成に柔軟性を持たせた工夫を行う学校の事例が生まれてきている。その中には、現行の学習指導要領の範囲内で取組を行っているものもあれば、教育課程の特例の制度を活用して独自の取組を行っているものもあり、本タスクフォースにおいてはこれらの複数の取組について具体的な状況・成果や課題についてヒアリングを行った。（取組の概要は別紙1参照）
- それぞれの取組はその開始の経緯や目的等が異なることから、取組の内容にも幅があり、例えば以下のような視点で実践の多様性が見られた。

① 年間授業時数の取扱いの考え方

年間授業時数を減らさず標準授業時数を確保しつつ、1コマを40分に変えていくことで総コマ数を増やして独自の取組を行う時間を確保していくのか、それとも年間授業時数を減らすことで独自の取組を行う時間を確保していくのか。

② ターゲットとなる児童生徒の考え方

全ての児童生徒を対象とした取組か、集団的な学びに困難を抱える不登校児童生徒を対象とした取組か。

³ なお、高等学校段階においては、現在においても入学する学校の選択や履修する科目などについて一定の選択の余地があること等に鑑み、今回のタスクフォースにおいては義務教育段階に焦点化して検討を行った。

⁴ 標準授業時数の計算に当たっては、1コマ45分を単位時間としている。

③ 時程上の工夫により生み出された時間の活用方法の考え方

生み出された時間を、スキル学習や長い時間を必要とする学習活動など通常の学習活動の延長として活用するのか、または児童生徒の関心に応じた主体的な学びに活用するのか、それとも活用方法自体を学校の裁量に委ねるのか。

④ 集団的・個別といった学習集団のサイズを午前午後でどのように変えるかの考え方

午前・午後といった時間帯に関わらず自由進度学習などの主体的・協働的な学びを目指していくのか、それとも午前は児童生徒の負担の少ない通常授業を個別支援しながら行い、午後に主体的・協働的な学びを配置するといった形で午前・午後の役割を変えていくか。

- 取組を実施している教育委員会・学校のヒアリングでは、取組の多様性に応じて、様々な効果や課題について報告されたところである。特に「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）における取組については、既に集団による学びへの困難を一度経験している児童生徒のみを対象にしてきめ細かな教育活動を展開しており、それを支える教職員体制等も充実している実態があるなど、それ以外の小学校・中学校⁵を対象とする場合と比較して特異性が高いため、以下「学びの多様化学校」に係るものとそれ以外の小学校・中学校について、それぞれ分けて成果・課題等を記載する。

3. 取組から見える成果と課題

- 2. に記載したようなヒアリング対象の教育委員会・学校の各取組を基に、「学びの多様化学校」とそれ以外の小学校・中学校それぞれにおける取組の成果と、実施に当たった課題をまとめると以下の通りである。

（1）小学校・中学校における取組

成果

- ・児童の集中力の高い午前中のコマ数を増やすことで、児童の学習意欲が向上した
- ・裁量のある時間が生まれることで教職員のカリキュラム・マネジメントへの意識が向上した
- ・教職員の同僚性の高まりやコミュニケーションの円滑化が進んだ
- ・ICTの効果的な活用により、授業をコンパクトに実施することが可能となった
- ・研究開発学校における取組として、標準の単位授業時間から5分短縮した40分授業で学習指導要領の内容を指導した上で、生み出された時間を効果的に活用し、子供たちの多様な学びの機会を確保することができた

⁵ 義務教育学校を含む。

- ・児童が主体的に取り組む時間を設けることで、学力低位層の子供も上位層の子供も集中して学習に取り組めるようになった
- ・午前・午後という時間の区切りにメリハリを持たせることそのものより、自分で選択できる学びの時間を設けるということが、子供の意欲の向上に寄与した

実施に当たっての課題

- ・実際に不登校児童が減少する、学力が向上するなどの定量的な成果があったかについてはさらなる検証が必要である
- ・児童の主体的な学びの環境を整えるために、教員の授業準備時間や打ち合わせ等の時間確保が必要である
- ・教員の意識改革が取組を進めるうえで不可欠である
- ・教育委員会の導入段階における積極的なリーダーシップとその後の丁寧な伴走支援が求められる。
- ・賛成している保護者もいれば、新しい学びの形に戸惑う保護者もあり、理解を得る継続的な努力が必要である
- ・効果が生まれるまでに蓄積が必要であり、継続的な実践の積み重ねが求められる
- ・授業のコマ数を増やさずに 45 分の単位時間を 40 分にすることは現状では教育課程の特例（研究開発学校）を用いないとできないが、特例を用いなくてもできるようにすべきではないか
- ・教科間の時間割調整が難しいなどの事情から、中学校における実践事例が不足している

（２）特に「学びの多様化学校」における取組

成果

- ・子供たちの居場所を確保し、一人一人の子供たちの状況に配慮した教育課程を編成したり、子供たちが自己決定・自己選択をする機会を設けたりすることなどを通じて、子供たちの自己肯定感が向上するよう取り組むことで、原籍校では全欠席となっていたような不登校児童生徒のほとんどが活力を取り戻し、希望の進路に進学をしている
- ・午前中を３コマにして登校時間を遅らせることで、登校前に子供の状況を教職員間で情報共有する時間が確保でき、より良い支援につながっている

実施に当たっての課題

- ・自分で選択できる講座学習の時間であっても、そういった時間が得意な子供と苦手な子供がいることから、必ずしも出席率が上がるとは限らない
- ・不登校の要因は多様であり、学校が楽しくないということに対しては教師の努力でなんとかできるが、家庭が辛い・発達障害など本人の生きづらさ等に対しては福祉や医療の役割も大きく、それらも見通した総合的な取組が必要
- ・子供一人一人に応じた支援を実施していくためには教育課程編成や教職員の配置に当たっての一層の工夫や、それに伴う関係者とのきめ細やかな調整が必要となる

- ・「学びの多様化学校」であってもそれ以外の小学校・中学校であっても、「～せねばならない」という教育観から脱却して教職員のマインドセットを変えていく必要がある

4. 更なる展開に向けて

- 「はじめに」で述べたように、社会の変化の中で、全ての子供たちに自ら学びを調整しながら主体的に学んでいく機会を提供することの重要性は今後ますます増加することに加え、上記 2. 3. で述べたように、既に一部自治体では特色ある取組が行われ一定の成果が上がっている実態もあり、今後は、義務教育として共通に学ぶべきことを担保しつつ、可能な限り児童生徒が興味・関心に応じて主体的に学ぶ時間を確保できるよう取り組んでいくことは重要であると考えられる。
- しかしながら、全国の学校において、これらの取組を展開していくにあたっては、現状においては文科省において把握している実践事例が少なく、効果的な取組や実施上の課題への対応策についての知見が十分ではないことから、より広いバリエーションに基づき全国の学校が取組を導入することができるよう、好事例の把握や、新たな研究開発を行っていく必要がある。
- また、特に「学びの多様化学校」については、その特例も活用しつつ十年以上も運営してきている学校もあり、不登校児童生徒に寄り添う教育活動を展開する中で、自ずと一人一人の子供に応じた効果的な学びの工夫が生まれてきていると考えられ、こうした観点から「学びの多様化学校」の優れた取組を広く普及させていくことにただちに取り組むことが重要と考えられる。
- 以上を踏まえると、今後、子供たちが自らの興味・関心に応じた主体的な学びを推進する弾力的な教育課程の編成等を進めていくため、全ての学校を対象とした実践研究を推進するとともに、「学びの多様化学校」での優良事例を普及していくことについて、以下のような考え方で施策を講じていくことが求められる。

(1) 小学校・中学校を対象とした取組

- ・子供が主体的に選択できる学習スタイルを授業に積極的に取り入れる取組
 - ・授業時数の工夫により生み出した時間を子供が主体的に選択できる学習に充てる取組
 - ・午前・午後といった時間の区切りを活用して、学習スタイルの効果的な切り替えや、地域と連携した継続的かつ多様な活動の場の設定等を行う取組
- などといった観点からの効果的な教育課程編成等の取組を把握・分析し、好事例を普及していくため、以下のような取組を通じて多様なモデル事例を収集・創出する。
- ① 現行の学習指導要領の下での事例の収集・分析・普及
【令和 6 年度新規概算要求】
 - ② 研究開発学校制度等を通じた現行の学習指導要領によらない更なるモデル事例の創出・分析 【令和 6 年度に研究課題例として追加】

その際、これらの取組が子供たちの資質・能力の育成や学校生活へどのような影響を与えたかについて様々なデータも活用しながら丁寧に把握・分析していくとともに、特に不足している中学校の事例の発掘について留意する。

- また、こうした成果を踏まえながら、次期学習指導要領改訂において、子供たちが主体的に学べる多様な学びを各学校においてより柔軟かつ効果的に実現できるよう、どのような仕組みが考えられるかについて検討を進めていくことが求められる。

（２）特に「学びの多様化学校」を対象とした取組

特に「学びの多様化学校」について、既に取り組まれている事例を普及し、他の自治体でも取り組みやすい環境を整えるとともに、設置に向けた取組の加速を図るため以下の取組を実施する。

- ① 「学びの多様化学校」における教育課程編成等の事例集の作成・普及
- ② 「学びの多様化学校」の設置促進

５．おわりに

- 今回のタスクフォースで検討した事例はあくまで全国取組の一部に過ぎない可能性があり、今後新たな事例を蓄積していく中で、子供たちが主体的に学べる多様な学びを実現する環境の在り方について、更に検討を続けていく必要がある。
- 激動の時代を生きる子供たちに、自ら考え、学び、主体的に思考・判断しながら自分らしく生きていく力を身につけさせてあげたい。こうした願いは教育に携わる関係者たちの間で日に日に高まっており、まさに令和の日本型教育の目指す道であることは間違いない。しかし、これまで我が国が長い時間をかけて作り上げてきた社会の教育観や、学校教育の仕組みの中で、これまでの学校教育の形に適応し、従来の学力観や授業スタイルの中で力を発揮し、安心を感じている児童生徒もいることも事実である。
- こうした現実からも目を背けず、全ての子供たちが自分の強みを活かしながら主体的に学べる環境の構築に向けて、多様性を包摂する柔軟な教育課程編成の在り方を研究し、次期学習指導要領の改訂に活かしていくことが求められている。
- また、多様な興味・関心を持つ子供たちが自分の強みを活かしながら主体的に学べる環境を実現していくためには、学校と地域との連携により多様な大人や専門性のある人が子供達に関わっていくことが不可欠であり、こうした点についても今後の取組の展開に際して、留意していくことが必要である。
- 多様な子供たちが自らの存在を前向きに受けとめ、笑顔で学校生活を送り、そしてたくましく激動の社会を生き抜いていく、そんな未来の実現に向け、今回の論点整理で掲げられた方策を着実に実行に移していくとともに、今後も継続して議論を深めていきたい。

タスクフォースにおいてヒアリングした取組の概要

※取組の詳細については別紙 4 ～ 6 を参照

① 現行の学習指導要領の範囲内での取組

～横浜市教育委員会、横浜市立奈良小学校～

- ・児童の集中力の高い午前中に 40 分×5 コマを行い、午後は 20 分の学習タイムと 40 分の 6 コマ目を実施。1 単位時間を 45 分→40 分に変更するにあたっては、コマ数を分に換算し、それを 20 分の学習タイムと 40 分の授業に再編成することで、年間の標準授業時数を確保。
- ・20 分の学習タイムは個々の状況に応じた漢字・計算などのスキル学習等を行うほか、状況に応じて学習タイムと 6 コマ目を組み合わせて 60 分の学習時間を作り、総合的な学習の時間における探究学習等に充てることによって、一人一人の子供の状況に応じた取組を実施。
- ・授業時間を 45 分→40 分にすることで増えた授業コマ数については、児童の実態や各学級の状況に応じて教師がカリキュラム・マネジメントを行い、学習活動を展開。

② 研究開発学校制度による特例を活用した事例

～目黒区教育委員会、目黒区立中目黒小学校～

- ・研究開発学校として、授業のコマ数を増やさずに 1 単位時間を 45 分→40 分とする教育課程の特例を実施(45 分×1015 コマ→40 分×1015 コマが標準時数)。
- ・午前中に 40 分×5 コマを実施。特例により生み出された時間（年間で 40 分×127 コマ）のうち年間 35 コマ程度を、児童の興味・関心に応じた探究の時間（フリースタイルプロジェクト）や、多様な他者に関わる活動などの学校裁量の時間として設定。また生み出された時間の一部は教員が教材研究や打合せに使える時間に充当。
- ・こうした取組を契機に、子供一人一人に応じた教育の重要性の認識が教師の中に広まり、午前中においても単元内自由進度学習を行うなど、生み出された時間のみならず学校生活全体を通じて、児童の主体的な学びを重視した教育活動を展開。

③ 「学びの多様化学校」による特例を活用した事例

～八王子市教育委員会、八王子市立高尾山学園（小・中学部）～

- ・特例制度を活用し、年間授業時数を 2 割程度削減。午前中は 45 分×3 コマ、午後は 1 ～ 2 コマというゆとりのある教育課程を編成するとともに、火曜日と木曜日の午後は「講座学習」として、スポーツや文化活動、ものづくりや学習など自らの興味・関心に応じて選択できる体験的な学びの時間を設定。
- ・朝が苦手な子供たちや集団生活が苦手な子供たちがいることから、午前中は通常授業を行いつつ個々に支援する個別的な学びを、午後は講座学習などの主体的・協働的な学びを重視して展開し、個々の児童生徒の意欲が 1 日にわたって持続するよう工夫。
- ・そのほかにも、教室以外の居場所（プレイルーム）を設けて授業中も含めて利用を自由とするなど、子供たちの自己決定・選択を重視し、個々に合わせた支援を実施。

子供たちが主体的に学べる多様な学びの実現に向けた検討タスクフォースの 設置について

令和 5 年 8 月 8 日
文部科学大臣政務官決定

1. 設置の趣旨

子供たちの実態が多様化する中で、子供たち一人一人に応じた教育を推進することが求められている。

このため時間的・空間的に多様な学びを可能とし、そうした中で一人一人の子供たちが自らの興味・関心に基づき、それぞれの強みを生かしながら主体的に学びを進めることができるようにすることが必要である。

例えば、午前中は、集団での学びの中で、他者と協働して学ぶことの良さや強みを体験し、午後は自らの興味・関心に基づいた強みを伸ばしていくなど、柔軟に自らの学びを選択できるような教育課程の弾力的な編成を進めるための方策について、必要な検討を行うためのタスクフォースを設置する。

2. 構成員

(座 長)	伊藤 孝江	文部科学大臣政務官
(メンバー)	矢野 和彦	初等中等教育局長
	松坂 浩史	大臣官房総務課長
	滝波 泰	総合教育政策局政策課長
	常盤木 祐一	初等中等教育局教育課程課長
	伊藤 史恵	初等中等教育局児童生徒課長
	千々岩 良英	初等中等教育局企画官

3. 検討事項

- (1) 子供たちが学びを主体的に進めることができるような教育課程の弾力的な編成を推進するための方策について
- (2) その他

4. 庶務

本タスクフォースに係る事務は、初等中等教育局教育課程課が、関係課の協力を得て処理する。

5. その他

必要に応じて上記 2 以外の関係者の参加を可能とする。

また本タスクフォースは、自由闊達な意見交換を促進する観点から、原則非公開とし、とりまとめをもってその議論の成果等を示すものとする。

タスクフォースの検討経過

第1回 ＜8月8日＞

- ・ 関連資料の説明
- ・ 意見交換

第2回 ヒアリング① ＜8月22日＞

- ・ 横浜市教育委員会、横浜市立奈良小学校ヒアリング
- ・ 意見交換

第3回 ヒアリング② ＜8月24日＞

- ・ 目黒区教育委員会、目黒区立中目黒小学校ヒアリング
- ・ 八王子市教育委員会、八王子市立高尾山学園（学びの多様化学校）ヒアリング
- ・ 意見交換

第4回 ＜8月29日＞

- ・ 論点整理（骨子案）の提示
- ・ 意見交換

第5回 ＜9月4日＞

- ・ 論点整理（案）の提示
- ・ 意見交換
- ・ 座長一任

横浜市における 「質の高い学び」と「持続可能な学校」 の実現に向けた取組みについて

横浜市教育委員会事務局

2023年8月22日

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

横浜市における「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現に向けた取組みについて（教育委員会）



明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

◆令和の時代における「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現に向けた考え方について（通知）（令和3年12月24日）抜粋

- ・「質の高い学び」と「持続可能な学校」は、令和の時代においては、両輪として一体的に進められていくべきもの。
- ・教育課程の編成・実施に当たっては、教師の働き方改革に十分配慮することが求められているなど、限られた時間の中で質の高い教育活動をする必要がある。
- ・コロナ禍前の学校教育に戻すのではなく、限られた時間の中で質の高い学びを実現しながら、児童生徒や教職員にとっても持続可能な学校を実現していくという意識改革を図っていく必要がある。
- ・この考えに基づき学校管理職は、感染症下では十分に行えなかった体験的な活動や学校行事など、協働的に学ぶ教育活動を充実させながら、ICTやオンラインを活用して今までの教育環境では時間がかかり難しかった教育活動を効果的に行うことで、メリハリをつけた質の高い学びの実現に努めることとする。
- ・その際、これまでの国の通知等を踏まえ、各教科等で定められた標準時数を基本として教育課程を編成し、教科等の予備時数は必要最低限にするとともに、教職員の業務の中で裁量のある時間を生み出すことを意識したマネジメントを行うこととする。

◆令和4年度に向けた教育課程の「評価」・「改善」について（通知）（令和3年12月24日）抜粋

○メリハリをつけた質の高い学びの視点

- ・児童生徒に身につけさせたい資質・能力を明確にし、客観的なデータに基づいた学びや一人ひとりを大切にしたい学びの実現を図るための教育課程にする。
- ・「総合的な学習の時間」（教科横断的な学びの時間）をカリキュラムに位置づけ、教科の弾力的な時数の運用や学びの連続を図った教育課程にする。

小学校の例

- ・1コマ40分授業で午前中5校時まで行い、高学年は15時までに下校できるようにする。
- ・探究的な授業を午前中に行い、午後は短時間モジュールの組み合わせ等によるICTを活用した反復的な学習や専科の授業を行うことで、教職員の裁量のある時間を増やす。
- ・モジュールという枠に捉われずに分単位で教科等の時数を換算し、各校の特色ある日課を設定する。

◆「持続可能な学校のあり方を探る実践モデル校」事業について

目的：令和の時代における新しい学校教育のあり方を探る。

- ①「質の高い学び」と「持続可能な学校」の同時実現のため、柔軟な教育課程の「編成・評価・改善」に取り組む学校の風土を醸成
- ②日課表を工夫するなど、教育課程の「評価・改善」の具体的な実践例を示す

※本事業では、モデル校間によるオンライン情報交換会や対面の勉強会、全市立学校を対象にオンライン情報交換会等を実施

モデル校：令和3年度14校（小13、中1）、令和4年度20校（小19、中1）、令和5年度23校（小21、中2）

主な取組：①午前中集中型40分×5コマ（1コマを40分。午前中5コマ実施。高学年でも15時には下校）

②短時間モジュールの柔軟な活用（1コマは原則45分。短時間モジュールを活用し、午前中5コマ実施。高学年でも15時には下校。）²

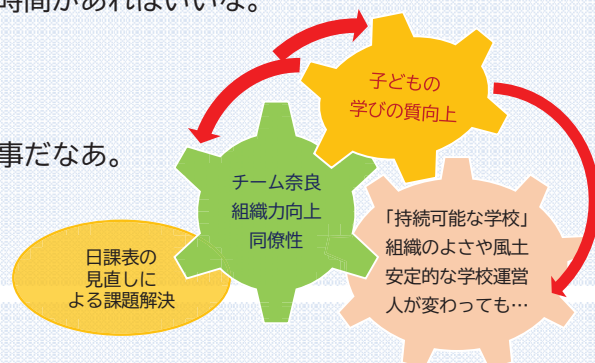
◆問題意識

○ 教職員

- ・子どものこと、学級学年経営について、もっと共に語りあえる時間があればいいな。
- ・授業準備、教材研究、評価等をする時間がない。
- ・ワークライフバランスが難しい。

○ 児童

- ・放課後のゆとり時間がない。学校から帰ったらすぐに塾や習い事だなあ。
- ・学校にいる時間が長い。
- ・集団生活は苦手。
- ・午後はなかなか集中できないな。



◆学校経営方針

- 1 子どもの学びの質の向上
- 2 「共感・共創」の「チーム奈良」内外に連携する協働する組織へ（組織力向上）

◆目的（中長期的な視野と発想の転換・工夫、柔軟性により、教育活動を安定的に実施すること）

○ 学びの質の向上（子どもの自尊感情の高まり、自律する心）

- ①授業力向上（授業準備や教材研究、授業研究）
- ②児童の集中できる時間帯（午前中）に5コマの授業を実施

○ 「チーム奈良」の組織力向上、教職員の裁量ある時間の確保

- ①授業準備や教材研究による日常からの授業改善（個々の教職員だけでなく、学年や教科担当との学び合い）
- ②子どもの姿の共有→児童理解力向上・支援の充実
- ③教職員の指導力向上のための時間

3

◆導入までのプロセス

○ 教職員

学年活動（学校のSWOT分析）

夏前の課題検討会（ミニ学経）

- ・授業間10分休みの見直し（下校時刻が遅い、児童の生活リズム）
- ・午前5コマなどの日課表を導入するのはどうか

主幹会・教務会

- ・日課表の見直しによる「よさ」と「課題になりそうなこと、解決の方法や工夫、意識改革」
- ・具体的日課表等を検討※

※児童の学習・生活、教育活動、教職員の指導力・授業力・働き方等の面から

情報共有（校長・副校長）

日頃から学校のよさや課題、改善に向けた方策について情報共有

情報収集

・モデル事業校等の取組を情報収集（日課表・時数・成果や課題は？）

学年研・職員会議等で共有

・課題となりそうなこと、疑問など
・やってみる？それとも・・・。

「よさ」は、例えば……①子どもの放課後の時間にゆとりができる、②放課後の時間の確保（授業準備、教材研究など授業力向上のための時間）、③時間割の柔軟な設定、④育児短時間勤務などの教職員も午前中5コマ授業ができる 等

「課題」は、例えば……①40分の授業づくりをどうするのか、②40分では教え込みになるのではないかと、③指導計画の見直しが必要か、④体育や図工などは準備や片付けがあるので、運動や表現の時間が短くなるのではないかと 等

○ 保護者等

説明・情報共有

- ・PTA代表への説明、学校だよりで説明（下校時刻が早くなること、授業時数は確保すること等）
- ・放課後キッズクラブへの確認（下校時刻が早くなること）

令和4年4月から日課表の見直しにチャレンジ！！

4

◆日課表の取組の内容

○ 午前5コマの主な有効性

- ・ 集中できる午前中に思考的な学習を実施
- ・ 1～3時間目までの40分×3コマを活用して連続した授業を実施
例：家庭科「おいしいご飯とみそ汁を作ろう（調理実習）」※
これまで……1～2時間目（準備、調理、試食）、中休みに片付け、翌週の授業で振り返り
午前5コマ…1～3時間目（準備、調理、試食、片付け、振り返り）
※図工や水泳、町探検等でも実施

なお、授業の実時間を確保するため、授業と授業の間に教室の移動やトイレ等の時間として5分を設けている。
また、校庭や体育館の割り当てを同学年の体育で続けて設定することで用具の準備や片付けを効率的にし、子ども達の運動量を確保している。

○ 午後「学習タイム（20分）＋「6時間目」の主な有効活用例

- ・ 学習タイムに漢字や計算スキル等の個別のスキル学習を集中して実施
- ・ 学習タイムに短時間で終わる確認テストやワークなどを実施
- ・ 学習タイムに個々で午前中に学習したことを活用・補充する時間
例：自分の考えを再構築する、〇〇にまとめる、〇〇で表現する 等
- ・ 午前中の授業で、もう少し補充しておきたい学習内容を取り上げて重点的に指導
- ・ 児童会（代表委員会）、縦割り活動、児童の自主的な話し合い
- ・ 振り返りの時間（道徳自分を見つめる、体育 等）
- ・ 学習タイム（20分）＋6時間目（40分）の計60分で学習を計画
例：総合的な学習の時間の探究、学年全体で行う集会活動 等

令和5年度 日課表 横浜市立奈良小学校							備考
月	火	水	木	金	特別時程		
8:05	登校	登校	登校	登校	登校		授業時数
8:20	朝の会	朝の会	朝の会・集会 朝の会	朝の会	朝の会		【1年】 学習タイム (月～金) 5月初旬までは給食終 了後下校(13:30)
8:30	1	1	1	1	1		【2年】 (前期) 学習タイム (月～金) (後期) 学習タイム (月～金) 6校時 (木)
9:10							
9:15	2	2	2	2	2		
9:55							
10:00	3	3	3	3	3		【3年】 (前期) 学習タイム (火～金) 6校時 (月木)
10:40	中休み	中休み	中休み	中休み	中休み		(後期) 学習タイム (火～金) 6校時 (月木金)
11:00	4	4	4	4	4		【4・5・6年】 学習タイム (水)
11:40							6校時 (月火木金)
11:45	5	5	5	5	5		
12:25	給食	給食	給食	給食	給食		給食
13:10	清掃	清掃	屋休み	清掃	清掃		12:00 12:35 12:55 13:05
13:25	屋休み	屋休み	学習タイム	屋休み	屋休み		13:05 13:35 13:55 14:05
13:40	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム	学習タイム		14:05 14:10 14:15 14:20 14:25 14:30 14:35 14:40 14:45 14:50 15:00
14:00	6	6	6	6	6		
14:40	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会		
15:00							

◆教職員体制

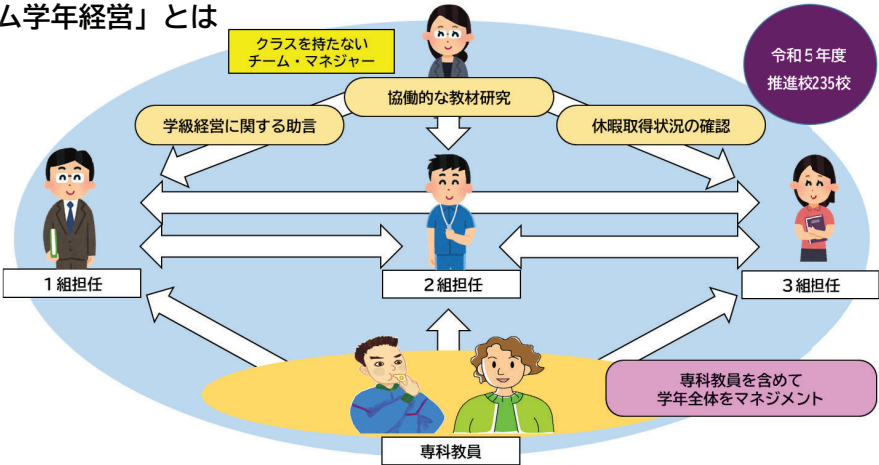
○ チーム学年経営の推進校※として、組織づくりを工夫

- ・ チームマネジャー
- ・ 3年生以上の教科分担制
- ・ 低学年・中学年・高学年の各ブロックに担当職員を校務分掌に位置づけ
- ・ 午後は、授業がなくなった低学年の担任が中学年・高学年の補助に入る

○ その他の工夫

- ・ 育児短時間勤務や非常勤職員についても午前中に授業時数を確保することが可能
例えば、育児短時間勤務や非常勤職員が特別支援教室担当職員であった場合、午前中の授業コマ数が増えることにより、多くの子どもたちが特別支援で取り出し（個別指導）を受けることができる

※参考「横浜市の「チーム学年経営」とは



◆成果その1

質の高い学び

①教職員間のコミュニケーション

- ・子どもを主語にした子どもの理解や子どもの学びに向けての話し合いが活発化
- ・チームによる迅速な事案対応により、教職員が安心感をもって業務に従事
- ・教材研究
- ・相談や雑談など職場の風土づくり
- ・学年活動

②教育効果という視点での取組の反省

- ・取組後に子どもの姿から振り返りを行い、削減等の改善

③ICTの効果的な活用

- ・導入・思考・振り返りなど各場面での効果的な活用の情報共有
- ・GIGA通信の活用、重点研究で位置づけ

④授業改善

- ・学習指導要領の資質能力を育成する授業づくりのためのテーマ設定と視点で共同研究
- ・共有した改善のポイントを活かした学年での授業づくりに還元
- ・「どう教えるか→子どもがどう学ぶか」を大切に授業づくり
- ・ねらいやゴールを明確にした単元デザイン

⑤特別支援教育の充実

- ・特別支援教室担当のコマ数の増加。

持続可能な学校

①日課表の変更による裁量ある時間の確保

- ・午前5コマにより下校時刻が15時00分に変更
- ・会議の開始時間を30分早め、勤務時間内に終了

②会議のタイムマネジメント

- ・職員会議は検討事項のみとし、必要所要時間を明記

③行事や児童活動の見直し

- ・全校遠足を「たてわり遠足」に変更
- ・運動会の午前開催を継続
- ・内容から時数の見直し

④組織の改編

- ・校務分掌を明確化し、落ちや重なりをなくし定例会議に位置付け

⑤週1日会議のない日の設定

⑥あゆみ見直し

- ・出席欄、出席番号削除

⑦一部教科分担制（3年生～6年生で実施）

7

◆成果その2

令和4年9月に実施した「教職員・児童へのアンケート結果（一部）」等より

放課後にゆとりができ、 教材研究や子どもについて 語り合う時間が増えた (教職員)	裁量ある時間が増えましたか？（教職員）※1		余裕をもって業務に取り組むことはできましたか？（教職員）※2	
	そう思う	ややそう思う	そう思う	ややそう思う
	回答数	6	3	13
	%	23.1	11.5	50.0
	肯定的		肯定的	
	%	69.3	%	61.5

※1 時間外在校等時間：前年度比-5時間56分（平均）、前年同月比-16時間44分の月もあり

※2 ストレスチェック：前年度比17ポイント減、同僚性のポイントUP

【下校時刻が早くなって、どんなことができるようになったか】（児童）

- ・予習、復習など自分が真剣にやりたいことができる時間が増えた。
- ・授業でわからなかったところを解き直したり、もう一度別の問題を用意してできるようになった。

【日課表が変わってよかったこと】（児童）

- ・授業の時間が短くなったので「もっと集中しよう」と思う。
- ・一日のうちに苦手な教科だけでなく、好きな教科、得意な教科も勉強ができる。

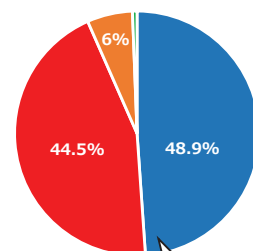
【児童にとって良くなっていると感じていること】（教職員）

- ・教職員の時間的、精神的なゆとりは、授業だけでなく、子ども達との関わり方や学級経営力の向上につながり、結果的に子ども達にとってのよさになる。

【教師にとって良くなったと感じていること】（教職員）

- ・授業準備や教材研究の時間の確保が授業改善につながる。また、子ども達の話や授業について、日頃から話し合う場面が増え、児童理解につながるとともに、子どもの姿を共有することで同僚性が高まったり、人材育成につながったりしていると感じている。
- ・意識改革→①授業で子どもに身につけさせたいことの明確化、②そのためのカリマネの視点、③ICT活用のあり方への有用性や試行錯誤、④目ざす子どもの姿の共有

学習に集中して取り組めるようになりましたか？（児童）



肯定的な意見
が約90%

◆課題

1. ICTの更なる効果的な活用
2. 教職員の継続的な意識改革が必要
 - ・ 40分授業・単元デザイン等のカリキュラムマネジメント
 - ・ 裁量ある時間の効果的な活用と一人ひとりのタイムマネジメント
3. 学力との関連の検証



目黒区

研究開発学校

令和5年度
目黒区教育委員会

1

1 取組の内容

取組の経緯・目的

40分授業午前5時間制

平成14年度～

平成29・30年度

令和元年度～令和5年度

文部科学省
カリキュラム・マネジメント
調査研究委託事業に指定

文部科学省
研究開発学校に指定

導入校

平成14年度 中目黒小
平成21年度 駒場小
平成22年度 月光原小
平成25年度 烏森小
平成26年度 向原小
平成28年度 原町小

平成30年度 中根小

令和元年度 下目黒小
田道小
令和2年度 油面小・不動小
宮前小・上目黒小
鷹番小・緑ヶ丘小
令和5年度 菅刈小・五本木小

2

1 取組の内容

標準授業時数との関係

通常の学校

1 単位時間 = 45 分

研究開発学校（目黒区立小学校 17 校）

1 単位時間 = 40 分

※学校教育法施行規則第 51 条及び別表第 1 に規定する
1 単位時間 45 分を 40 分とする。

第 4 学年、第 5 学年、第 6 学年の場合（標準授業時数 1015 コマ）

通常の学校
（1 単位時間 45 分）

45 分 × 1015 コマ

1 単位時間あたり
5 分間生み出す

研究開発学校
（1 単位時間 40 分）

40 分 × 1015 コマ

生み出した時間

授業時数とすることができる

学校裁量
の時間

個別指導
の時間

教員の
時間

1 年間で約 127 コマ
（1 コマ 40 分）

1 取組の内容

「生み出した時間」の具体的な実践内容等

探究的な活動



多様な他者と関わる活動



体力向上に重点を 置いた活動



特別活動に 重点を置いた活動



体験活動に 重点を置いた活動



※この他にも
学校による
実践あり

1 取組の内容

「生み出した時間」の具体的な実践内容等

「生み出した時間」の時間割上の位置づけ・工夫

	月	火	水	木	金
1時間目					
2時間目					
3時間目		教科の授業			
4時間目					
5時間目					
6時間目	教員の 時間				学校裁量
7時間目					

探究的な活動



学年会の充実



OJTの充実



教員の裁量の時間



5

2 その他

令和5年度
研究発表会開催

令和元年度～令和5年度
文部科学省
研究開発学校
研究発表会
第1次案内

1コマ
40分
午前5時間制

生み出した
時間

新しい学校の
カタチ

国庫区の研究開発学校では、文部科学省の指定を受け、
学校教育法施行規則第51条別表第1によらず、
「1単位時間45分」ではなく、「1単位時間40分」を選択し、
その生み出した時間の活用により、各学校が創意工夫ある教育課程の
編成をさらに一段進めることができることを提言します。

R5.10.13 FRI
公開授業・研究発表 I

R5.11.01 WED
公開授業・研究発表 II

R5.11.02 THU
全体発表会

子供たちが主体的に学べる多様な学びの実現に向けて

成果

- ・どのような子供たちに対して、どのような成果が見られているか
- ・教職員の意識や授業づくり・教材研究等にどのような影響を与えているか
- ・保護者からどのような評価を受けているか
- ・「活動の午後」があることにより、「学びの午前」にどのような変化が見られているか
- ・午後に活動を寄せるといった時程上の工夫を行うことで、通常の時程と比べてどのような実践の違いが生まれるか

課題

- ・成果の見られない子供や、却って苦しさを感じている子供はいるか。いる場合の対策をどのように考えるか。
- ・中学校で実施することは難しいか、難しいとすれば何が課題か
- ・その他実践を行う上で障害となることや、課題と考えられることは何か

文部科学省の皆様

不登校特例校 八王子市立 高尾山学園について

令和5年8月24日

子供にとって学校は？

安全で楽しい

頼れる教師がいる

仲間や友人がいる

成長と自己肯定感

設立趣旨

今までにない不登校対策のため市長が決断

- 心理的、情緒的、ないしは何らかの社会的要因や背景により、登校しないまたは登校したくてもできない児童・生徒のための公立学校(廃小学校利用し2004年開校)
- 状況に応じ一人ひとりの心の安定を図り適切な学習支援と集団生活の中で人間関係をより良く保つ力を養う
- 生きることへの自信(基礎学力と社会性)の獲得

まずは家から出る⇒次に人との関わり⇒そして学力へ

3

不登校とは

- 心理的、情緒的、ないしは何らかの社会的要因や背景により、登校しないまたは登校したくてもできない児童・生徒で、病欠など以外で年間欠席日数が30日を越える

様々な傷つき体験・教師不信

友達がいない

学習に向かない

児童生徒と保護者が抱える3つの不安

対人不安

学力不安

将来不安

4

本校に通う児童・生徒像

1 : 学校が楽しくない

⇒社会性・学力

様々な対人不安(友人、教員、集団など)

学習不安、分布の両端 ソーシャルスキル誤学習

2 : 家庭の中が辛い

⇒福祉的支援

保護者力・養育力が必要な家庭

親子&兄弟関係、家庭内不和、生活が不安定

ゲーム・ネット依存、昼夜逆転

3 : 本人の生きづらさ

⇒医療的支援

学習や運動の苦手さは未学習からなのか

情緒的不安 朝弱い 境界領域 強いこだわり

5

登校への支援策

様々な登校への施策

楽しい・嬉しい・美味しい

+ 安心感と知的好奇心

授業中の居場所(プレイルーム他)

わかる楽しさ/知的好奇心/ICT

講座や校外などで体験活動

充実した支援体制(TT、補助員他)

6

学習について

学習指導要領を基

習熟度別学習

補習体制

時数軽減

ICT

高尾タイム

体験講座

児童生徒の共通理解

個に合わせてた支援

	学活	読書	1～3校時		4校時	5校時	学活	清掃	クラブ	高尾T
月	○	○	○		○		○	○	○	○
火	○	○	○		講座	講座	先		○	○
水	○	○	○		○		○	○	○	○
木	○	○	○		講座	講座	先		○	○
金	○	○	○		○	○	○	○	○	

登校や授業を受けるペースはそれぞれ

7

登校を安定させるには

自己肯定感の醸成

わかった・できた・褒められた・協力&完遂

成長を実感できる様々な仕掛／仕組づくり

学習

体験

行事

家庭



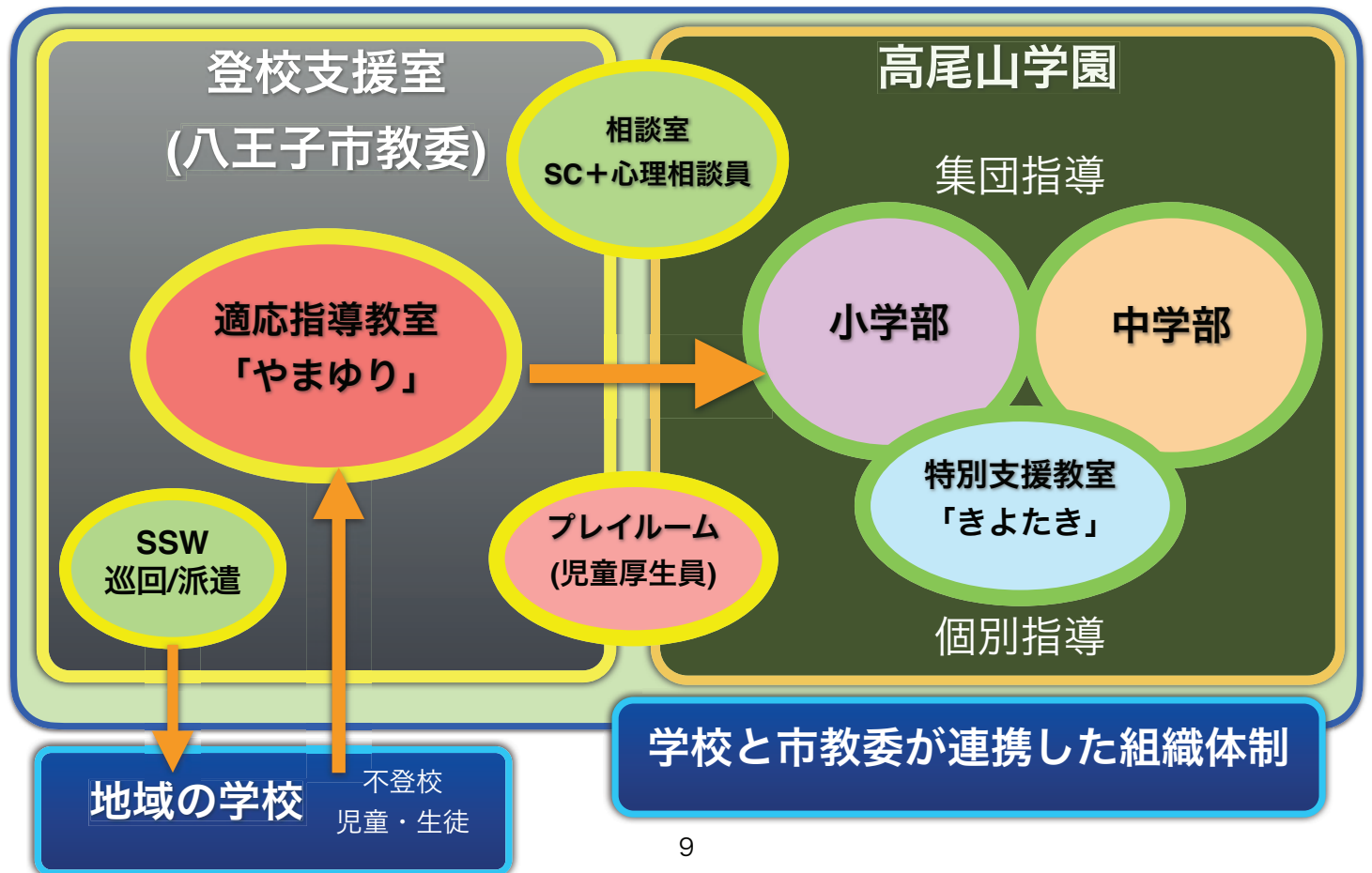
ペーパータワー



イエローバルーン

8

高尾山学園の体制



9

転入までの流れ

- ・ よりスムーズな転入⇒毎月(随時)転入

本校の説明会は年2回

まずは
やまゆり教室

申込 → 見学 → 面談 → 通級

次に
高尾山学園

① 見学体験

② 学習体験

③ 生活体験

転入学審査会

一定時間以上参加が条件



19年間の活動を通して

児童・生徒の変容

- ほとんどの児童生徒が元気に(登校率は平均で70%以上)
- 信頼できる友人 自信をつけて希望進路先へ
- 進学率は平均で97.5%以上

本校の取り組みで重要なことは

- 少人数指導と多くの教職員数が関わり支える
- 時数軽減 何事も強制しない(居場所づくり、自分のペースで)
- 情報共有の徹底 適応指導教室 特別支援教室

11

通常校でできる不登校支援

- ①“ねばならない”からの脱却
- ②徹底した情報共有
- ③少しでも余裕をつくる
- ④関われる人を多くする

マインドを変える

業務のスリム化

人の声を拾う

Big Change
No Loneliness

大人が楽しい学校は
子どもたちも楽しい

12

高尾山学園運営上の課題

児童生徒の変化

- ・ 不登校児童生徒の急増
- ・ 家庭などの様々な格差
- ・ 個性の多様化

社会の変化

- ・ ネット社会
- ・ Fスクール&特例校増加
- ・ 居場所の多様化

- ・ 不登校特例校向けの人事制度
- ・ 多くの大人が関わるための人件費
- ・ 教育と福祉と医療の連携のための体制&予算
- ・ 人材発掘と育成の仕組み
- ・ 増え続ける児童生徒数の受け入れ上限

課題

原籍校での不登校を無くすための抜本的な対策は？

令和5年度(2023年度) 高尾山学園 市費予算

予算総額
61,921,000 円
(前年度比 3,795,000円増)

心理相談員 (会計年度任用職員 専門職)	・ 4 名配置(臨床心理士) ・ 登校支援チームの職員として、高尾山学園転学希望者の相談、アセスメント、高尾山学園児童生徒の相談など ・ 1 日 7. 5 時間 8:30～17:00 週 4 日勤務	18,385,000 円
非常勤講師 (会計年度任用職員 専門職)	・ 4 名配置(中学教員免許資格) ・ 児童生徒一人ひとりに応じた教科指導 ・ 1 日 7. 5 時間 8:30～17:00 週 4 日勤務	14,632,000 円
プレイルーム指導員 (会計年度任用職員 専門職)	・ 1 名配置 教員免許資格 学童保育所経験有 ・ プレイルームにおける指導、プレイルーム企画事業の企画、運営 ・ 1 日 7. 5 時間 8:30～17:00 週 4 日勤務	3,322,000 円
指導補助員 (会計年度任用職員 アシスタント職)	・ 1 1 名配置 教員免許資格有 ・ 児童生徒の相談・話し相手、学習・体験活動の支援・プレイルーム活動の補助 ・ 学期ごとの任用 長期休業中は任用なし ・ 1 日 5. 5 時間勤務 週 5 日勤務	24,484,000 円
校外学習 付添員	・ 修学旅行・校外学習(日帰り)・スキー教室 ・ 学校長・引率教諭の指示のもと校外学習における補助を行う。	286,000 円
バス借り上げ	・ 大型バス・マイクロバス借り上げ料等 ・ 校外学習 年 6 回	624,000 円
旅費	・ 校外活動等旅費	188,000 円

みんなが八王子の宝だよ

市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策 〔令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)〕

つながるプラン

令和5年（2023年）6月24日
八王子市教育委員会

1

「つながるプラン」のめざすこと

八王子市立小・中・義務教育学校における不登校児童・生徒数は、平成29年度に約500人だったものが、令和3年度には約1,500人と、5年間で約3倍と急増しています。

新型コロナウイルスの影響も指摘されているところですが、生き方や価値観の多様化を背景に、なぜ学校に行かなければならないのかと、学校の存在意義が問われていることの表れでもあると考えています。

一方で、学校に通いたいけれども通うことができない、教室に入りたくても入ることができない子どもたちがいることも現実です。

不登校の要因や状態、支援ニーズは様々であり、一律の手段で解決できる問題ではありません。学校に通う・通わないにかかわらず、すべての子どもたちが社会で生きていく力を身に付けることが必要です。そしてその力の根本には、子どもたちが、人や社会とつながり、自分が誰かに認められた存在であると実感する経験が不可欠です。

そこで、本市では、今後5か年をかけて、専門的な指導・相談等を受けていない不登校児童・生徒を「0」にすること、中学校卒業後に希望進路をもつ生徒の進路未決定者を「0」にすることの二つを具体の達成目標として、次の4つの取組の方向性を柱とした不登校総合対策に取り組みます。

- 1 「**学びが**つながる」～魅力ある学校づくり～
- 2 「**支援が**つながる」～支援ニーズの早期把握と組織的対応～
- 3 「**社会と**つながる」～多様な教育機会・居場所の確保～
- 4 「**未来に**つながる」～社会的自立をめざした中・長期的支援～

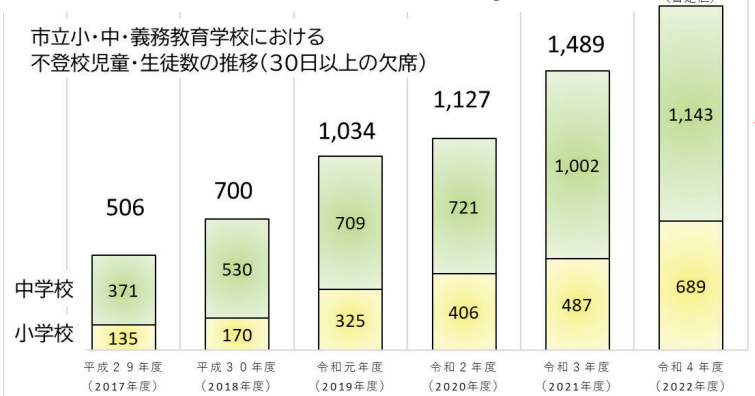
八王子に生まれ育つ子どもたち「みんなが八王子の宝」です。八王子市教育委員会は、不登校児童・生徒が、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす支援の視点に立ち、不登校の総合対策を進めていきます。

令和5年（2023年）6月24日 八王子市教育委員会

2

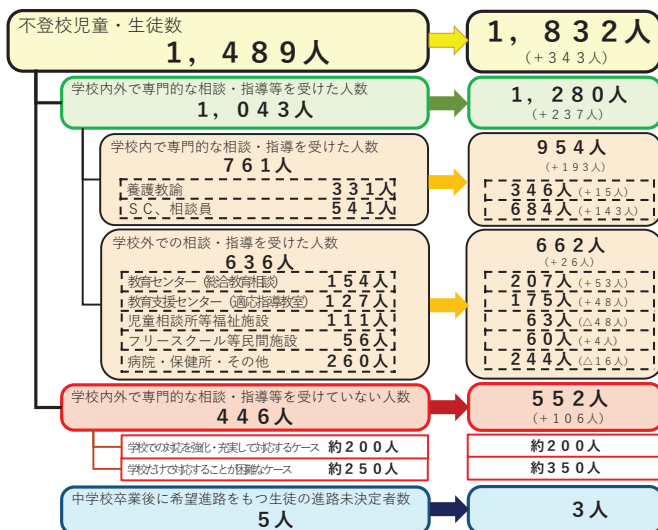
八王子市の不登校の現状と課題

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等各種調査より



令和3年度 (2021年度)

令和4年度 (2022年度) 暫定値



※ SC=スクールカウンセラー

- ・中学生の不登校生徒が多い。
- ・小学生（特に高学年）の不登校児童の増加率が高い。

→本市において不登校への対応はまさに喫緊の課題

- ・学校内外で専門的な相談・指導を受けた人数は増加しているが、専門的な相談・指導を受けていない人数も増加している。

- ・専門的な相談・指導を受けていない人数のうち、学校だけで対応することが困難なケース（「学校とのつながりが途切れがち」「ひきこもり傾向にある」「最近の様子や状況を把握することが困難」に分類される人数）が増加している。

→学校内の相談・指導体制を強化するとともに、学校外に相談・指導を受けられる機会を拡充することが必要

- ・ほとんどの生徒が希望する進路（進学や就職など）を決定しているが、中学校卒業後に進路未決定であった人数が0人になっていない。

→義務教育修了後に希望する進路がある生徒の、進路決定に徹底して寄り添い、支援する取組を推進することが必要

3

「つながるプラン」の位置づけ

第3次八王子市教育振興基本計画

「ビジョン はちおうじの教育」9 登校支援の充実

(令和2年(2020年)3月策定)



- 全市立小・中学校において、不登校児童・生徒に対する早期の登校支援の取組を継続して支援します。
- 学校支援体制を強化し、不登校児童・生徒をよりきめ細やかに支援します。
- 高尾山学園における個々の不登校児童・生徒に対する適応や転入学の支援の充実を図ります。
- 市立小・中学校に「全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくり」に向けた情報を発信します。
- スクールソーシャルワーカーに対して指導助言を行うスーパーバイザーを配置し、専門性の向上と対応力の強化を図ります。
- 義務教育終了後も継続して支援ができるよう、関係諸機関との連携を図ります。

本市の不登校の現状と課題

(前ページ参照)

八王子市議会文教経済委員会

(令和4年(2022年)9月提言)

- スクールソーシャルワーカー (SSW) の体制強化
- 児童・生徒の状況を適切かつ効率的に把握できるシステムの導入
- オンライン登校支援プログラムの作成と学びの保障

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成28年12月14日公布)

小学校及び中学校学習指導要領

(平成29年3月31日公示)

第1章 総則 第4 2 (3) 不登校児童 (生徒) への配慮

不登校児童生徒への支援の在り方について (令和元年10月25日通知)

文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)

(令和5年3月31日通知)

- 1 不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。



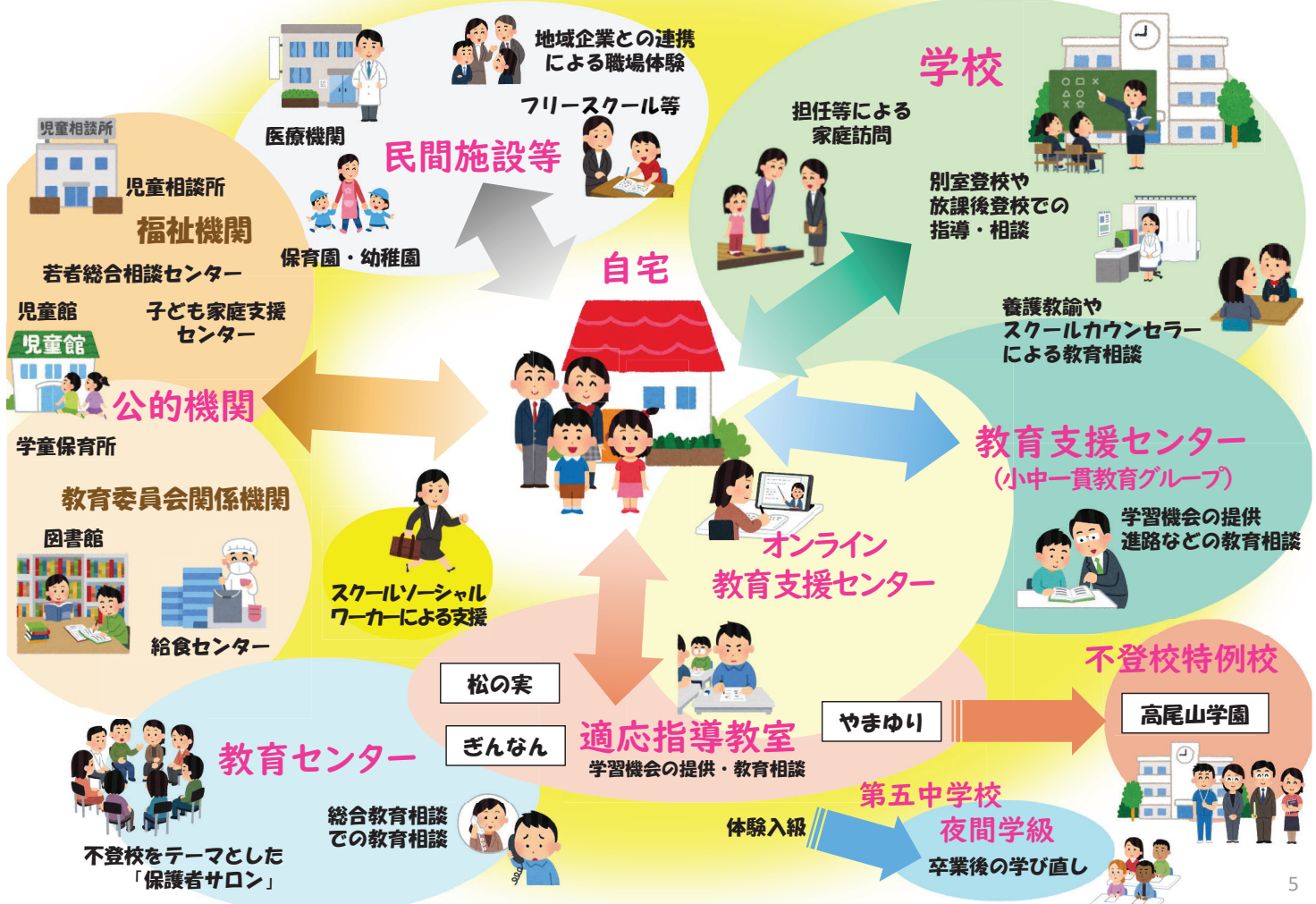
市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策

「つながるプラン」 <令和5～9年度の5か年計画>

- 【達成目標1】学校内外での専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒を「0」にする
- 【達成目標2】中学校卒業後に希望進路をもつ生徒の進路未決定者を「0」にする

4

「つながるプラン」でつながる支援（支援イメージ）



みんなが八王子の宝だよ 「つながるプラン」のめざす姿 学びがつながる 支援がつながる 社会とつながる 未来につながる

1 学びがつながる～魅力ある学校づくり～

「みんなが安心して豊かな生活を送る学校づくりをとおして、学びの継続性を保障します。」

- ▶すべての児童・生徒が学ぶ楽しさや意義を見出せるよう、教師の授業改善を推進します。
- ▶社会で生きる上で必要な最低限の学力を全員が身に付ける取組を行います。
- ▶多様性を認め合い、すべての児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土をつくります。
- ▶別室指導の充実を図り、学びの継続と早期支援を実現します。

2 支援がつながる～支援ニーズの早期把握と組織的対応～

「一人ひとりの不登校児童・生徒の状況と支援ニーズを組織的かつ的確に把握し、最適な相談・指導につなぎます。」

- ▶登校支援コーディネーター（不登校担当教員）を核として組織的に不登校児童・生徒への支援を行います。
- ▶SSWと登校支援コーディネーターとの連携を軸に、必要に応じてケース会議を開催し、学校内外の専門機関に素早くつなぎます。
- ▶児童・生徒の相談体制の充実を図り、状態や支援ニーズの早期把握、組織としての早期支援につなげます。
- ▶不登校に関する校内研修や登校支援コーディネーター研修を実施し、学校の不登校対応力を強化します。

3 社会とつながる～多様な教育機会・居場所の確保～

「学校外の居場所や学びのネットワークにより、様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が社会とつながる機会を確保します。」

- ▶不登校特例校・高尾山学園の充実を図り、蓄積された不登校児童・生徒への指導や支援のノウハウを、市内の学校等に共有し活用します。
- ▶教育支援センターの在り方を見直し、居場所づくりと学習機会の確保を両立させ、社会的自立に向けた総合的な支援を市内全域に行き渡らせます。
- ▶オンライン教育支援センターを開設します。
- ▶第五中学校夜間学級における不登校生徒の受け入れに向けた取組を推進します。
- ▶学校外の公的機関との連携により、不登校児童・生徒の居場所や社会とのつながりをつくります。
- ▶フリースクール等民間施設との情報共有の機会をつくります。
- ▶「出席の取扱いに関するガイドライン」を策定し、社会的自立に向けた不登校児童・生徒の努力を積極的に支援します。

4 未来につながる～社会的自立をめざした中・長期的支援～

「不登校の子どもや保護者の『将来不安』に寄り添い、義務教育修了時の進路選択を最後まで支援します。」

- ▶不登校生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育の視点を踏まえた進路指導を行います。
- ▶保護者が不登校への向き合い方を学び、保護者同士で語り合う場を提供します。
- ▶誰一人取り残すことなく、中学校卒業後の進路決定を支援します。

1 学びがつながる～魅力ある学校づくり～

「みんなが安心して豊かな生活を送る学校づくりをととして、学びの継続性を保障します。」

▶すべての児童・生徒が学ぶ楽しさや意義を見出せる学校の授業改善を推進します。

- 教師の「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を推進します。
- 八王子市版G I G Aスクール構想「定着期」（令和6年度・令和7年度）の取組として、誰一人取り残さない、ICTを活用した教育の充実を図ります。

▶社会で生きる上で必要な最低限の学力を全員が身に付ける取組を行います。

- 義務教育修了段階において、全生徒が社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な知識や技能を身に付けるために「はちおうじっ子ミニマム」を実施します。
- 小中一貫教育グループごとに「学力定着プロジェクトチーム」を設置し、グループの教員が協働し、誰一人取り残さず義務教育修了段階の学力を保障する取組を行います。

▶多様性を認め合い、すべての児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土をつくります。

- 相談できる大人がいるかどうかの調査を年3回全学校で実施し、すべての子どもに相談できる大人を確保する取組を行います。（全学年）
- Q-Uアンケート、SCによる全員面談を全学校で実施し、専門的・客観的な見立てを個別の支援や望ましい学級、学校集団づくりに生かします。

※ Q-Uアンケート・・・実施し、学校生活に満足しているアンケート ※ SC=スクールカウンセラー

▶別室指導の充実を図り、学びの継続と早期支援を実現します。

- 不登校対応教員加配校による別室指導の事例を、登校支援コーディネーター研修において共有し、各学校の実態に応じた別室指導の取組を工夫できるようにします。
- 校内別室指導支援員（東京都事業）の配置による効果検証を行い、別室指導の充実を図ります。
- 小中一貫教育グループごとの教育支援センター（不登校児童・生徒の社会的自立を総合的に支援する場）の設置モデル事業を展開し、不登校対応非常勤教員の配置拡大を図ります。

2 支援がつながる～支援ニーズの早期把握と組織的対応～

「一人ひとりの不登校児童・生徒の状況と支援ニーズを組織的かつ的確に把握し、最適な相談・指導につなぎます。」

▶登校支援コーディネーター（不登校担当教員）を核として組織的に不登校児童・生徒への支援を行います。

- これまでも校務分掌上に位置付けていた不登校担当教員の役割と業務を明確化し、登校支援コーディネーターとして不登校児童・生徒への組織的対応の核となるようにします。
- 不登校児童・生徒の出欠席や支援の状況等を随時記録する「個票システム」を活用し、各学校と登校支援チームで不登校児童・生徒の状況を共有します。また、児童・生徒の状況を適切かつ効率的に把握できるよう、「個票システム」の機能向上を図ります。
- 「学校と家庭の連携支援員」との連携により、保護者の相談・支援体制の充実を図ります。

▶SSWと登校支援コーディネーターとの連携を軸に、必要に応じてケース会議を開催し、学校内外の専門機関に素早くつなぎます。

※ SSW=スクールソーシャルワーカー

- 学校担当のSSWと各学校の登校支援コーディネーターが定期的に連携を図り、支援が必要な児童・生徒についてのケース会議を通して、状態や支援ニーズを確認し、医療機関や福祉機関など、学校内外の専門機関に素早く接続します。
- SSWの更なる増員を図るなど、適切な支援につなげる対応力を強化します。

▶児童・生徒の相談体制の充実を図り、状態や支援ニーズの早期把握、組織としての早期支援につなげます。

- 心理相談員の増員や配置の工夫によって、児童・生徒が心理の専門家に相談できる機会を増やし、より早期に学校組織としての適切な支援につなげられるようにします。

▶不登校に関する校内研修や登校支援コーディネーター研修を実施し、学校の不登校対応力を強化します。

- 東京都の不登校研修ミニキット等を活用した校内研修によって、教員の不登校対応力の向上を図ります。
- 登校支援コーディネーター（不登校担当教員）研修を年2回開催し、学校外の支援機関や別室指導の取組事例等の情報共有を行い、各学校の不登校対応の充実を図ります。

3 社会とつながる～多様な教育機会・居場所の確保～

「学校外の居場所や学びのネットワークにより、様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が社会とつながる機会を確保します。」

▶不登校特例校・高尾山学園の充実を図り、蓄積された不登校児童・生徒への指導や支援のノウハウを、市内の学校等に共有し活用します。

- 高尾山学園における児童・生徒に対する適応や転入学の支援の充実を図ります。
- 登校支援コーディネーター研修において高尾山学園の取組を発表し、心の安定を図り、基礎学力の向上と人間関係を形成する能力を育む教育実践を情報共有します。
- コース制やT・T（ティーム・ティーチング）による個を理解したきめ細やかな学習指導、プレイルームや相談室、保健室など、教室以外の居場所づくり、講座学習等の体験型学習の重視など、不登校児童・生徒にとって有効な指導・支援の視点を各学校に提供します。

▶教育支援センターの在り方を見直し、居場所づくりと学習機会の確保を両立させ、社会的自立に向けた総合的な支援を市内全域に行き渡らせます。

- 不登校対応非常勤教員を配置し、小中一貫教育グループごとの教育支援センター設置に向けたモデル事業を実施します。
- 在籍校への登校復帰をめざす適応指導教室「ぎんなん」と「松の実」の成果と課題を明らかにし、増加する不登校児童・生徒の社会的自立に向けた登校支援のネットワークを再構築します。

▶オンライン教育支援センターを開設します。

- バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（東京都事業）を活用し、バーチャル空間での相談・指導をきっかけとして、登校復帰等、児童・生徒の社会的自立に向けたリアルな空間での学習活動につなげます。
- 通級距離の問題等から適応指導教室にも行き渋りの見られる児童・生徒とオンラインでつながり、適応指導教室への再チャレンジの機会を提供します。

9

3 社会とつながる～多様な教育機会・居場所の確保～

「学校外の居場所や学びのネットワークにより、様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が社会とつながる機会を確保します。」

▶第五中学校夜間学級における不登校生徒の受け入れに向けた取組を推進します。

- 不登校を経験した生徒が中学校卒業後、夜間学級での学び直しが選択肢としてあることを周知するとともに、希望した生徒が円滑に入級できるようにします。
- 中学校在籍時に夜間学級を体験入級できる仕組みを整え、教育機会の選択肢を創出します。
- 学齢生徒の転入受け入れに向けた調査研究を推進します。

▶学校外の公的機関との連携により、不登校児童・生徒の居場所や社会とのつながりをつくります。

- 学校と市立の給食センター、図書館、児童館、学童保育所等の公的機関との連携により、不登校児童・生徒の居場所や、社会とのつながりの機会をつくります。
- 不登校児童・生徒の社会的自立に向かう懸命の一步を支援するために、学校と学校外の公的機関が連携の教育的意義や活動内容を共有します。

▶フリースクール等民間施設との情報共有の機会をつくります。

- 「八王子市立学校とフリースクール等連絡協議会」を年2回開催し、市教育委員会及び市立学校と学校外のフリースクール等民間施設とが、相互に情報共有する機会をつくります。

▶「出席の取扱いに関するガイドライン」を策定し、社会的自立に向けた不登校児童・生徒の努力を積極的に支援します。

- 小学校及び中学校の校長会と連携し、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合と、自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合の出席の取扱いについての考え方を整理し、市立学校共通のガイドラインを策定します。

10

4 未来につながる～社会的自立をめざした中・長期的支援～

「不登校の子どもや保護者の『将来不安』に寄り添い、義務教育修了時の進路選択を最後まで支援します。」

▶不登校生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育の視点を踏まえた進路指導を行います。

- キャリア教育の視点を踏まえた進路指導をテーマとした進路指導主任研修を開催するなど、不登校を含む全生徒の社会的自立に向けた、教員の進路指導力の向上を図ります。
- 義務教育9年間を見通したキャリア教育の計画及び実践を推進します。
- 地域企業等との連携により、不登校生徒を対象とした職場体験の機会をつくります。
- 不登校生徒の不安に寄り添い、前向きに進路選択を行えるよう、各学校で不登校生徒の進路相談の対応を工夫するとともに、進路面談時に提供する情報の内容等について事前の共通理解を図るなど、組織的に対応します。

▶保護者が不登校への向き合い方を学び、保護者同士で語らう場を提供します。

- 不登校児童・生徒の保護者に呼びかけ、心理相談員の講演を通じて保護者としての不登校への向き合い方を学ぶとともに、保護者同士が感じている思いや悩みを分かち合う「保護者サロン」の事業を充実させます。

▶誰一人取り残すことなく、中学校卒業後の進路決定を支援します。

- 中学校卒業後に希望する進路がありながら進路未決定となる可能性のある生徒を早期に把握し、学校と市教育委員会が連携して進路決定を支援します。
- 中学校卒業後に進路未決定の生徒について、在籍校が、進学や就職、夜間学級での学び直しなど進路情報を提供するとともに、若者総合相談センターの紹介など、相談できる場の情報提供を行います。

11

「つながるプラン」進行表（ロードマップ）

※赤字は新規事業
青字は充実事業

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	「つながるプラン」策定		第4次八王子市教育振興基本計画		「つながるプラン」の成果検証
1 学びがつながる	☆「はちおうじっ子ミニマム」の実施 校内別室指導支援員の配置 ☆相談できる大人がいるか確かめる調査（6・11・2月） ☆Q-U調査（1・2学期）	校内別室指導支援員配置の効果検証	校内別室指導支援員再配置		
2 支援がつながる	SSWの増員（12名→15名） SSW・心理相談員の増員及び配置計画の再検討 ☆登校支援コーディネーター研修開催 「学校と家庭の連携支援事業」実施要綱の見直し ☆「個票システム」の改良作業（通年）	☆SSW・心理相談員の増員及び配置			
3 社会とつながる	不登校担当非常勤教員配置 ・教育支援センターのモデル事業開始及び効果検証 ☆給食センターとの連携開始 ☆児童館・図書館との連携開始 ☆フリースクール等連絡協議会開催 出席の取扱いに関するガイドラインver.1策定 ☆オンライン教育支援センター開設 ☆第五中学校夜間学級、中3年生の体験入級開始	教育支援センターの在り方の検討及び、それを踏まえた登校支援ネットワークの再構築方針決定 ☆出席の取扱いに関するガイドラインの見直し	☆教育支援センターの在り方の検討に基づく、登校支援ネットワークの再構築（3か年）	第五中学校夜間学級の学齢生徒受入れ	
4 未来につながる	☆進路指導主任研修（キャリア教育）の開催（5月） ☆不登校対象の職場体験の実施（夏季休業期間～2学期） ☆保護者サロンの開催				
達成目標① 学校内外での専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒を「0」にする	400人	300人	200人	100人	0人
達成目標② 中学校卒業後に希望進路をもつ生徒の進路未決定者を「0」にする	0人	0人	0人	0人	0人

☆印は、☆印の翌年度以降も継続して実施予定

12